

小浜市・福井労働局雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、小浜市が就業機会の拡大や就業者の増加に寄与する点を重視した戦略的・計画的な企業の誘致・育成等に取り組むとともに、厚生労働省福井労働局（以下「福井労働局」という。）が求職者の求める職種と企業の求める人材のミスマッチ解消等に取り組み「まち・ひと・しごと創生 小浜市総合戦略」に掲げる「産業振興、安定した雇用の創出による働きやすいまち」及び「定住人口の維持、交流人口の拡大による出会いのあるまち」等に係る対策を実施することで、相互に密に連携して行い、『「夢、無限大」感動おばま』の実現を目指すことを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 小浜市及び福井労働局は、前条の目的を達成するため、毎年度、具体的な取組の内容や実施方法を事業計画として定め、これを推進させるため定期的に協議を行い、必要に応じて改正する。

(運営協議会の設置)

第3条 前条の事業計画に係る事項は、小浜市及び福井労働局で組織する「小浜市・福井労働局雇用対策協定運営協議会」で定めるものとする。

(要請等)

第4条 小浜市長及び福井労働局長は、それぞれが取り組む雇用対策に関する施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 小浜市長及び福井労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する施策の取組において、小浜市及び福井労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りでない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成31年度の末日とする。ただし有効期間満了時1ヶ月前までに、小浜

市、福井労働局いずれかの一方からの延長の申し出に基づき、協議の上、双方が合意したときは、有効期間を延長することができる。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、小浜市及び福井労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附則

この協定は、締結日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、小浜市長及び福井労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 9月14日

小浜市長 松崎晃治

福井労働局長 早木武夫